

## くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022  
7月号

No.189

## 急増！海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブル

－「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」という電話に注意！－

全国の消費生活センター等に寄せられる、海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が急増しており、2021年度は5,000件を超え、前年度に比べて2倍を超えています。

相談事例をみると、「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などといった消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、「買ってもらわないと困る」などの強引な勧誘も目立ちます。また、電話勧誘を受けた際に購入を断っても後日商品が届くなど、送り付けの事例もみられます。

## 【事例1】「支援してほしい」と言われ海産物を購入したが、届いた商品は金額に見合わないものだった

昨年12月の初めに自宅に電話があり、「新型コロナウイルスの影響で商品が売れず支援してほしい」と言われ、勧められた海鮮の詰め合わせ約1万8,000円を申し込んだ。12月の終わりに再度事業者から電話があり、配送手続きの確認をされた。数日後、代引配達で荷物が届いたので、受け取って中を確認したら、ズワイガニ、爪、鮭、数の子松前漬、ホタテ貝柱、イカー一夜干し等が入っていたが、値段相当とは思えない質の悪い商品だった。品物には手を付けず、そのまま冷凍している。商品に契約書が同梱されていたが、クーリング・オフに関する記載はない。また契約日は、11月の日にちが記載されているが、電話がきたのはもっと後だと思う。クーリング・オフできないか。  
(80歳代 女性)

## 【事例2】高齢の母親が電話で海産物を勧められ断ったが、代引配達で商品が届き代金を支払ってしまった

先月突然電話がかかってきて80歳代の母が電話に出ると、「いつものように送ります」と言われた。母は以前注文した事業者からの電話だと思って対応していたが、「よい品物だ」と繰り返して強引に勧めるので不審に思い、「不要だ」と伝え電話を切った。しかし3日前、断ったはずの海産物が代引配達で届き、母親はどうしたらよいか分からず代金2万7,000円を支払って受け取ってしまった。  
(80歳代 女性)

## &lt;消費者へのアドバイス&gt;

- ◎少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう。
- ◎もし、電話で海産物の購入を承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフを行うことが可能です。
- ◎購入を承諾していないにも関わらず、一方的に商品を送り付けられているケースが多くあります。送り主の名称や所在地をメモするなど事業者の情報を控えてから、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。万が一、代引配達で代金を支払い商品を受け取ってしまった場合でも、一方的に送り付けられた商品の代金を支払う必要はありません。事業者に身に覚えのない商品であることを伝え、返金の依頼をしましょう。商品の受け取り後に代金を請求された場合も、応じないようにしましょう。【国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や  
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳



鳴門市

みまもり隊さん

詐欺未然

防止するには

すき見せん

徳島市

うめぼしおにぎりさん

肌露出

その除毛クリーム  
大丈夫？

## 男性も増加！「脱毛エステ」のトラブル

全国の消費生活センター等には脱毛エステについての相談が多く寄せられています。契約当事者の年代をみると、10～20歳代の割合が高く、性別では女性が多いものの、2020年度からは男性からの相談も増加しています。



### 【事例1】広告に掲載されていた施術を希望したが、高額なプランを勧められた

SNSでひげ脱毛が月額約1,000円、全身脱毛が約3,000円とうたう広告が表示され、サイトで予約をした。エステサロンに行くと、ひげや脱毛をしたい部分を選べる約50万円のコースを勧められた。高額だったため、広告掲載のひげ脱毛を受けたいと申し出たところ、「納得のいく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、契約した。クレジットの分割払いは36回払いで、分割手数料が付き総額約60万円だった。大学生のため支払っていくことが難しい。クーリング・オフしたい。(20歳代 男性)

### 【事例2】体験後に強引に契約を迫られ、契約してしまった

脱毛エステの体験に行き、体験後に担当者から契約を勧められた。高額であり、自分は体験だけのつもりであったためその旨を伝え断ったところ、約10万円の学割プランがあるのでこれなら支払えるのではないかと勧められた。それも断ったが、「信販会社からハガキが届いたときに解約すれば契約後でも費用が掛からず解約できる」と強引に勧誘され、断り切れずに契約してしまった。後日そのハガキが届いたためエステ店に連絡すると、「クーリング・オフ期間が過ぎているため、解約するには手数料がかかる」と言われた。担当者の説明と違うため納得できない。(20歳代 男性)

## トラブル防止のポイント

### ○「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない

気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。

### ○強引に契約を迫られてもきっぱりと断る

「割引は今日だけ」などとせかされるケースもあります。強引に契約を迫られたりせかされたりしても、金額やコース内容に不安がある場合は、安易に契約せずきっぱりと断りましょう。

### ○契約は慎重に検討する

### ○クーリング・オフできる場合があります

【国民生活センター】

## 《コラム》フィッシング詐欺に注意

～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～

先日、私の友人のスマホに見覚えのない業者からたくさんのメールが届くようになったそうです。友人は、おかしいと思って、そのスマホでよく動画を見るなどしている小学生の息子に尋ねてみたところ、「実在のゲームの運営会社を名乗るメールがきて、スマホのアカウントやパスワードを入力してほしいと書いてあったので、入力して返信した」とのことでした。

友人は、怖くなって、スマホのショップに駆け込んだところ、ショップの店員から、「そのスマホは、多分乗っ取られている。すぐにアカウントを削除しなければならない」と言われたそうです。

このように、実在する企業等を装ったメールを送り、アカウント情報、クレジット番号、暗証番号等を入力させて個人情報を盗む手口をフィッシング詐欺といいます。勝手にクレジットカードを使用される場合もあります。

このようなフィッシング詐欺に遭わないようにするには、アカウント、クレジットカード情報、パスワードなどの重要な個人情報の入力について、慎重になることが必要です。また、パソコンやスマホにセキュリティ対策ソフトやアプリを入れておけば、怪しげなメールをチェックして、警告してくれる場合があります(先ほどの友人は、スマホに無料のセキュリティアプリしか入れていませんでした。)。そして、子供がスマホを使うことがある場合には、子供に対しても、怪しげなメールを開いたり、返信したりしないよう、あらかじめ教えておく必要があります。

先ほどの友人は、すぐに異変に気づいて対処したため、クレジットカードを不正使用されることはありませんでした。けれども、スマホショップ、警察、消費者情報センターなどに相談した上、アカウントを作り直すなど、大変な手間がかかったとのことでした。

みなさんも、このような被害にあわないように気をつけてください。

## 粗雑な作りのガストーチにご用心

## ～購入時、使用時に気を付けるポイント～

ガストーチはキャンプやバーベキューでの火おこしといったアウトドア用だけでなく、あぶり料理用の調理器具としても人気があり、近年、広く使われるようになってきました。しかし、その一方でガストーチによる事故が増加しています。「独立行政法人 製品評価技術基盤機構」に通知された製品事故情報においては、2020年度以降にガストーチの事故が増加しており、特に製品の不具合による事故が多くなっています。

国内では認証制度を活用した安全向上対策が進むなか、輸入品では安全性能の確認が十分行われた上で販売されているのか判然としない製品が多くあります。なかには粗雑な作りによって、正しく使用していてもガス漏れが生じて、やけどなどの重篤な被害を受けるおそれがあるため、注意が必要です。

## &lt;事事故事例&gt;

## ○ネットで購入したガストーチを使用後、火が消えず、周辺を焼損した。

原因・・火力調整ダイヤルの内部でガス漏れを防いでいる部品(〇リング)の材質に欠陥があり、使用に伴って〇リングが縮んで小さくなり、生じた隙間から漏れたガスにバーナーの炎が引火。

## ○ガストーチを使用中、ガストーチ及び周辺を焼損し、1名がやけどを負う火災が発生した。

原因・・大きく傾けて使用すると異常燃焼が生じる可能性がある構造であるにもかかわらず、その旨の注意表示が記載されておらず、使用者が大きく傾けて使用した際に異常燃焼が生じ、カセットボンベが加熱されて破裂した。

## &lt;気を付けるポイント&gt;

○粗雑な作りのガストーチにはガス漏れなどのリスクがある。

○購入時には、**製造事業者や輸入事業者、販売事業者などの連絡先を確認**する。

○漏れたガスに引火すると消火が難しい場合があるため、**必ず、使用前に機器の点検**を行う。

・カセットボンベとの接続部やバーナー部に**汚れなどが付着**していないか

・カセットボンベは**適切に装着**されているか（固定が不安定でぐらついていないか）

・カセットボンベ装着後にガス漏れによる**異音・異臭**はしないか

○大きく傾けて**異常燃焼が生じた場合、直ちに立てた状態に戻す**。点火は立てた状態で行う。

【独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）】



## ◆令和4年度徳島県消費者大学校大学院 受講生募集！

徳島県消費者大学校大学院は、近年の複雑・多様化する消費者問題に対し、高度な専門知識を持った消費者活動の指導者を育成するため、毎年開講しています。今年度は、対面式講義を基本として実施します（「食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース」のみオンラインによる受講に対応します）。ぜひ、お申し込み下さい！

## コース及び募集人数

- (1)専門教育コース 20名  
 (2)エシカル消費コース 20名  
 (3)食品安全リスクコミュニケーター養成・食品表示コース 30名

受講料 無料

テキスト代 1,500円

## 申込期間

令和4年8月5日(金)～8月30日(火)

## 日程

令和4年9月13日～10月11日の間の  
 毎週火曜日 全5回  
 午前10時～午後3時(正午～午後1時まで休憩)

## 受講手続

受講申込書に必要事項を記入の上、徳島県消費者協会まで郵送またはFAXで申し込んでください。  
 なお、「とくしま消費者交流広場」、「徳島県消費者協会」のホームページに掲載の「徳島県消費者大学校大学院 受講生募集」のページからもお申し込みできます。

## 場所

ザ・グランドパレス  
 徳島市寺島本町西1-60-1

【問合せ・申込み先】 NPO法人徳島県消費者協会

TEL.088-625-8285 FAX.088-625-8312 ※詳しくは、募集案内をご覧ください。

## くらしのコラム

敷居が高い

～ハードルが高いのではない～

「敷居が高い」は岩波国語辞典には「相手に不義理をしていて、その人の家に入りにくい」との解説がある。知人の家に長くご無沙汰しているのに頼みごとのために訪問するのは、敷居が高い、というように使う。

「ゴルフは金持ちが集まるので、ちょっと・・・」、とか「オペラは私など無教養な者には・・・」等々は「敷居が高いので・・・」と断る口実にできる。これは間違った使い方であるが、ユーモアのある使い方である。

使い方を間違えていても、そのことを含んでやんわりとお断りできる便利な言葉である。更に、言葉遣いも分からないほどの者ですのでご立派な人の前へは出られない旨、ダメ押しが出来る。

いずれにせよ、間違いを知って使うのは悪くはない。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

